１単元の株式の数の変更および株式の分割（無償交付）に関する取締役会決議公告

株主各位

平成１７年８月８日
京都市右京区西京極豆田町 29 番地
竹 菱 電 機 株 式 会 社
取 締 役 社 長　岩 田 武 久

平成１７年８月５日(金曜日)開催の当社取締役会において、１単元の株式の数の変更および株式の分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

１．１単元の株式の数の変更
平成１７年１１月１日（火曜日）付をもって、１単元の株式の数を１,０００株から１００株に変更する。

２．株式の分割（無償交付）
平成１７年１１月１８日（金曜日）付をもって、次のとおり普通株式１株を２株に分割する。

(1)分 割 に よ り 増加する株式数　普通株式　６,９０６,０００株

(2)分 割 の 方 法　平成１７年９月３０日（金曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、１株につき２株の割合をもって分割する。

(3)配 当 起 算 日　平成１７年１０月１日（土曜日）

(4)会社が発行する株式の総数の増加
平成１７年１１月１８日（金曜日）付をもって当社定款第５条を変更し、会社が発行する株式の総数を１４，１４０，０００株増加して２８，２８０，０００株とする。

(5)その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

１．１単元の株式の数の変更について

(1)１単元の株式の数の変更にともない、平成１７年１１月１日（火曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位も１,０００株から１００株に変更されます。

(2)平成１７年１０月３１日（月曜日）現在で登録単元未満株式１００株以上ご所有の株主各位につきましては、その登録単元未満株式のうち１００株の整数倍の株式は１００株券にて株券を交付いたします。

(3)１０,０００株券および１,０００株券をご所有の株主各位につきましては、１００株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、下記名義書換代理人において、平成１７年１１月１日（火曜日）以降１００株券に分割していただくか、株券保管振替制度をご利用ください。
株券引換のご案内は、平成１７年１０月下旬にお届出のご住所にお送りいたします。なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には、一切の手続きは不要ですので念のため申し添えます。

２．株式の分割（無償交付）について

(1)株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、１単元（１００株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。

(2)実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成１７年１１月１８日（金曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになります。

(3)株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成１７年１１月１８日（金曜日）にお届出ご住所にお送り申しあげる予定でございます。

(4)名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

名義書換代理人　東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
事務取扱場所　三菱信託銀行株式会社　証券代行部
（連絡先）　〒１７１－８５０８　東京都豊島区西池袋一丁目７番７号
三菱信託銀行株式会社　証券代行部
電話　０１２０－７０７－６９６（フリーダイヤル）
同 取 次 所　三菱信託銀行株式会社　全国各支店